

# 山梨県公報

第二千四百八十五号

平成二十七年  
二月十六日

月 曜 日

## 山梨県訓令甲第一号

本 出 先 機 関 庁

農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

農林漁業普及指導手当支給規程の一部を改正する訓令

農林漁業普及指導手当支給規程(昭和四十年山梨県訓令甲第六号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第二項を削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一

項を加える。

(経過措置)

2 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

条例の一部を改正する条例(平成二十六年山梨県条例第八十五号)附則第五条の規定

による給料を支給される職員に関する第三条の規定の適用については、同条中「給料

月額」とあるのは、「給料月額」と山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員

の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年山梨県条例

第八十五号)附則第五条の規定による給料の額との合計額」とする。

### 附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十二条の二第五項の規定により、

運転免許取得者教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者教育の認

定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。)第十

二条の規定に基づき告示する。

平成二十七年二月十六日

山梨県公安委員会

委員長 小 野 堅 太 郎

一 認定を取り消された者の名称、住所及び代表者の氏名

(一) 名称 甲西自動車教習所

## 訓 令

**山梨県告示第三十四号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(身延南部地区中山間地域総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。  
平成二十七年二月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年二月十六日から同年三月十三日まで

三 縦覧場所

身延町役場

四 異議申立期間

平成二十七年三月十四日から同年三月二十八日まで

- (二) 住所 山梨県南アルプス市鮎沢千九番地一
- (三) 代表者の氏名 内藤 肇
- 二 運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地
- (一) 施設の名称 甲西自動車教習所
- (二) 施設の所在地 山梨県南アルプス市鮎沢千九番地一
- 三 認定を取り消された運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
- (一) 課程の区分 規則第一条第一号に掲げる課程
- (二) 課程の名称 甲西ペーパードライバークラス
- 四 認定取消年月日 平成二十六年十二月三十一日